

改正時価算定適用指針の公表に伴う改正財規等、公表—金融庁

去る9月24日、金融庁は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等を公表した。

改正財規等

改正企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の公表を踏まえたもの。財規の他、連結財規、中間(連結)財規、四半期(連結)財規および各ガイドラインでも所要の改正が行われている。主な改正内容は次のとおり。

(1) 組合への出資に関する注記

貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、金融商品の時価に関する事項の注記を要しないが、その旨および当該出資の貸借対照表計上額を注記する。

(2) 投資信託等の注記

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、重要性が乏しい場合を除き、当該投資信託等が含まれている旨を注記する。

投資信託等の基準価額を時価

ECCLモデルの信用リスク評価について検討—ASBJ、金融商品専門委

去る9月13日、企業会計基準委員会は、第465回親委員会を開催した。

前回の第169回金融商品専門委員会(2021年10月1日号(No.1623))情報ダイジェスト参照)に引き続き、ECCLモデル(IFRS基準)とCECL(米国会計基準)の基本的な考え方と当初適用による影響の説明が行われた。

そのなかで、両モデルにおける金融資産の信用度と貸倒引当金との関係において、次のように示された。

① 貸出金等の当初認識時

- ・ ECCLモデル→12カ月の信用損失が認識される
- ・ CECLモデル→全期間の予想信用損失が認識される
- ② 金融資産の当初認識後
 - ・ ECCLモデル→信用リスクの著しい増大が生じた時点で、引当額が急激に増加する
 - ・ CECLモデル→信用リスクの変化に応じて引当額が変化する

委員からは、「サブプライムローンのような、金利負担が最初より後のほうにかかる期間構造を持っているローンのケースでは、ECCLモデルの場合、予想信用損失を捉えきれないので「はないか」との意見が挙がった。

金融商品専門委員会での審議

去る9月22日、企業会計基準委員会は第170回金融商品専門委員会を開催した。

今回は、ECCLモデル(IFRS基準)における「信用リスクの著しい増大(SICR)の評価」に関する定め的基本的な考え方について、検討が行われた。

SICRの評価に関する定めは、CECLモデル(米国基準)との大きな違いであり、両モデルを比較するうえでポイントとなるとされる。

(1) 主要な原則および明確化としての定め

SICRの評価に関する原則および明確化については、主に次の定めが設けられている。

- ① 全期間のデフォルト・リスク
- ② SICRは一般的に期日経過前に認識されるとの想定
- ③ 合理的で裏づけ可能な将来予測情報
- ④ 信用リスクの変化の絶対値および変化率
- ⑤ 予想残存期間とデフォルト・リスクとの関係性

これらの相対的アプローチは、日本の絶対的アプローチと親和的でないといわれる。そのため、信用リスクの変化を債権単位で把握する必要があることと、同じ債務者に対する債権であっても貸出時期および信用リスクの違いにより、異なるステージ区分になり得ることが示された。

専門委員からは「実務的にどのように対応するか」、「会計基準として、信用リスクや債務不履行について、どこまで細かく定義するか考える必要がある」といった意見が複数挙がった。

(2) SICRの評価方法

SICRの評価に関して、IFRS9号「金融商品」では具体的な評価手法が定められておらず、各社の状況や金融商品の

特性に応じて適切なアプローチを適用すること等が説明された。実務上の負荷を軽減する定めとして、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な範囲での最善の情報に基づく評価アプローチや、信用リスクが低い場合の取扱いなどが挙げられた。

これに対し「それぞれの取扱いの使い分けは考えなければならぬ」といった意見があった。

委員からは、「SICRは日本基準にない概念であり、海外企業の事例を確認しながら、議論する必要がある」との意見が挙げられた。

会計

リース構成部分と非リース構成部分の区分、再検討

— ASBJ、リース会計専門委員会

去る9月15日、企業会計基準委員会第104回リース会計専門委員会を開催した。

改正リース会計基準に関して、リース構成部分と非リース構成部分の区分の議論が行われた。

リース構成部分と非リース構成部分の区分については、第101回リース会計専門委員会（2021年7月20日号（No.1617）情報ダイジェスト参照）で事務局案が示されていたが、そこで出された意見を踏まえ、次のような修正案が示された。

第466回親委員会での審議

去る9月24日に開催された第466回親委員会では、前記の専門委員会に引き続き、SICRの評価について審議が行われた。

委員からは、「SICRは日本基準にない概念であり、海外企業の事例を確認しながら、議論する必要がある」との意見が挙げられた。

方針

次の傍線部について、前回提案から修正が行われた。

- ① リースを含む契約をリース構成部分と非リース構成部分に分ける。
- ② 借手についてはIFRS 16号と整合性を図るが、現状の實務をなるべく変更しない。
- ③ 貸手については、収益認識基準と整合する部分に関する定め以外、変更しない。
- ④ 契約の結合について、結論の背景に考え方を記載する。

経理に「効く」法律雑学

取締役の立場・役割

白川 敬裕

株式会社は、人間のような身体をもたない「概念」ですが、事業活動を行うことで権利・義務の主体となることが出来ます。株式会社の事業活動には、事務所を借り（賃貸借契約）、従業員を雇い（雇用契約）、商品を仕入れて売る（売買契約）といった法律行為、事業の戦略を練り、計画を立てるといった事実行為が含まれます。

このような株式会社の法律行為・事実行為を「業務執行」といいます。業務執行の前提として、どのように業務を執行するのか、その意思決定が必要になります。

この株式会社における「業務の意思決定」、「業務の執行」を担うのが取締役です。

株式会社のうち、取締役会設置会社（会27）以外の会社では、定款に特別な定めがない限り、各取締役が業務を執行できます（会348①）。取締役が複数いる場合、業務執行の前提となる「意思」は過半数で決めるとされています（会348②）。

このような取締役会「非設置」会社では、監査役の設置は任意とされています。監査役がない会社の場合、取締役の監督は、他の取締役または株主が行うことになります。

他方、取締役会「設置」会社では、3人以上の取締役で「取締役会」が構成され、取締役会の決議によって業務執行の意思決定をして、代表取締役等がその決定を執行します。

株式会社の取締役は人間に限られ、法人が取締役になることは認められていません（会331①）。人間である取締役の担う活動が、目に見えない概念である株式会社の活動とみなされるのです。そのため、取締役が欠けてしまうと、株式会社は活動できなくなりま

す。

たとえば、取締役会設置会社で取締役が辞任または任期満了となり、残る取締役が2人となった場合、新しい取締役を選任する必要が生じます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。株式会社の活動を止めないために、遅滞なく後任の取締役を選任する必要があります。法律上、辞任または任期満了で退任した取締役は、新たに選任された取締役が就任するまで、取締役としての権利義務を有すると規定されています（会346①）。

スムーズに取締役を選任する株主総会が開催されればよいのですが、たとえば、取締役の死亡によ

りて欠員となり、その取締役が株式会社の唯一の株主で、相続人がいない（または相続人が全員、相続を放棄した）場合、株主総会の開催自体が不可能となります。そのような場合は、利害関係人（取締役、監査役、従業員、債権者を含む）が裁判所に申立てをして、「仮の取締役（一時取締役）」を選任してもらうことができます（会346②）。一時取締役は、中立性を確保するため、原則として裁判所が適任と考える弁護士が選任されます。原則として、会社からの候補者の推薦は受け付けられません。

取締役と従業員では、会社との関係が異なります。従業員は、会社の指揮命令を受ける立場（雇用関係）ですが、取締役は、業務執行を担う立場（委任関係）です。従業員は会社より弱い立場にあるため、法律上、解雇が制限されています（労働契約法16）。これに対し、取締役は、いつでも、かつ事由のいかに問わず、株主総会の決議により解任され得ます（会339①）。

取締役も従業員も、株式会社の一員であることに変わりはないのですが、法律上は、立場・役割がまったく異なるのです。

専門委員からは「④の契約の結合は、収益認識基準と同様に、本文に入れたほうがよいのでは」との意見があり、事務局からは「基準体系として、あまり複雑にしたいくない思いがある。検討する」との回答があった。

具体的な定め

次のような修正案が示された。

① リース構成部分と非リース構成部分の会計処理
リース構成部分↓借手はリースの会計処理、貸手はファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースの会計処理。

② リース構成部分と非リース構成部分の金額
契約における対価をそれぞれの部分の独立価格の比率に基づき配分する。

③ 維持管理費用相当額（リース物件の維持管理に伴う固定資産税、保険料等の諸費用）
契約の対価から控除し、内容に応じて、借手は費用として処理、貸手は収益（または費用の減額）として処理することを認める。

④ 借手については、①〜③の取扱いにかかわらず、契約全

体をリース構成部分として会計処理することを認める。

専門委員からは、「IFRS 16号では『契約に、借手に財またはサービスを移転しない活動およびコストについて借手が支払う金額が含まれる場合に、独立価格の比率で配分する』とあるが、その規定は盛り込まず、日本基準の維持管理相当額を使用する」との質問があった。

国際会計

公正価値測定に関するASUの修正E.D.公表—FASB

去る9月15日、FASBは会計基準アップデート（ASU）の公開草案「公正価値測定（トピック820）—契約上の売却制限の対象となる持分証券の公正価値測定」を公表した。

公開草案の内容

企業は、持分証券の売却を妨げる契約上の制限の対象となる公正価値で測定される持分証券を保有していることがある。

公開草案は、持分証券の売却の契約上の制限は、持分証券の会計単位の一部とはみなされず、公正価値測定において考慮されないことを明確にしている。この修正により、契約上の

用するという点か」との質問に対して、事務局から「維持管理相当額の表現を残すことを意図している。IFRS 16号の『借手に財またはサービスを移転しない活動およびコスト』についての概念を入れるかどうかは今後検討するが、その前に、その中身は具体的に何があるかを認める必要がある」との回答があった。

売却制限のある持分証券は、契約上の売却制限がない同じ持分証券の市場での公正価値を基礎に測定されることが明確になった。

この公開草案により、契約上の売却制限の対象となる持分証券についての会計の実務での多様性が減少することになる。

適用関係等

公開草案の適用日は未定であるが、トピック946「金融サービス—投資会社」で定義されている投資会社を除いて、将来に向かって適用される。

コメント期限は、2021年11月14日である。

法人企業景気予測調査		対象企業数 14,580社			
(内閣府・財務省)		回答企業数 11,143社			
令和3年7-9月期調査		回収率 76.4%			
景況	●貴社の景況	令和3年7-9月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は3.3%ポイントとなり、令和2年10-12月期以来3期ぶりの「上昇」超となっています。中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。			
	先行きを全産業でみると、大企業は「上昇」超で推移する見通し、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。				
	●国内の景況	令和3年7-9月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は▲1.4%ポイントとなり、令和3年1-3月期以降3期連続の「下降」超、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。			
	先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業は令和3年10-12月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。				
	●雇用の景況	令和3年9月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業でみると、大企業は10.9%ポイントとなり、平成23年9月末以降41期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。			
	先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。				
	●売上高	令和3年度は、3.5%の増収見込みとなっています。			
	業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。				
	●経常利益	令和3年度は、11.2%の増益見込みとなっています。			
	業種別にみると、製造業、非製造業ともに増益見込みとなっています。				
●設備投資	令和3年度は、6.6%の増加見込みとなっています。				
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。					
(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。					
		貴社の景況判断BSI (「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント)			
		令和3年4-6月 前回調査	令和3年7-9月 現状判断	令和3年10-12月 見通し	令和4年1-3月 見通し
大企業	全産業	▲4.7	3.3	6.8	6.8
	製造業	▲1.4	7.0	10.0	6.0
	非製造業	▲6.2	1.5	5.3	7.2
中堅企業	全産業	▲9.0	0.2	7.7	7.8
	製造業	▲6.1	0.0	10.2	1.9
	非製造業	▲9.8	0.2	7.0	9.4
中小企業	全産業	▲25.5	▲18.0	▲6.0	▲5.6
	製造業	▲20.1	▲18.1	▲0.6	▲4.7
	非製造業	▲26.6	▲17.9	▲7.1	▲5.8
		国内の景況判断BSI (「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント)			
		令和3年4-6月 前回調査	令和3年7-9月 現状判断	令和3年10-12月 見通し	令和4年1-3月 見通し
大企業	全産業	▲13.7	▲1.4	4.5	8.1
	製造業	▲5.0	4.9	6.1	7.4
	非製造業	▲17.9	▲4.4	3.8	8.4
中堅企業	全産業	▲26.6	▲7.4	0.9	9.7
	製造業	▲16.5	▲0.3	4.9	9.0
	非製造業	▲29.4	▲9.5	▲0.2	9.9
中小企業	全産業	▲44.1	▲27.8	▲17.2	▲4.9
	製造業	▲35.3	▲26.4	▲8.9	0.4
	非製造業	▲45.8	▲28.1	▲18.8	▲5.9

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年9月17日	租税特別措置法関係通達(法人税編)等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	令和3年度税制改正に対応し、租税特別措置法関係通達(法人税編)等につき所要の整備を図ったもの。新設された「事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除」に関して、事業適応繰延資産に該当するものなどが明らかにされたほか、中小企業事業再編投資損失準備金等についても取扱いが示されている。 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/r0309/index.htm	—
2021年9月24日	法規・制度委員会研究報告1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」の改正	JICPA	改正公認会計士法において、監査報告書を電磁的方法で発行すること等が可能となったことを踏まえ、所要の整備を行ったもの。電磁的方法での発行に関して、被監査会社から承諾を得るための同意書の文例等が追加された。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210924fbh.html	—

金融

中国の金融危機はいったん回避もリスクは続く

9月に入って、中国発の金融システム不安の懸念が広がった。不動産開発大手、中国恒大集団が8月31日、証券取引所に提出した書類上で、「流動性が悪化し債務不履行や訴訟につながる可能性」に言及したことが発端だ。この背景には、中国政府による一連の国内企業の規制政策がある。習近平主席の唱える「共同富裕」(社会的平等を重視して格差を解消する姿勢)を達成する手段として、経済の広範な分野への規制を今後5年間継続する方針だ。不動産業界については、地価抑制策が経営を直撃する形となった。

ただ、中国政府も、金融業界に波及した場合のシステムリスク・リスクなど重大な悪影響は防ぐ考えで、9月23日が利払日の人民元建て2億3,200万円(約39億円)は、利払いが実施される予定だ。これは、恒大集団の中核である不動産業の恒大地産が発行している社債が該当する。同日利払日となっているドル建てオフショア社債8,353万ドル(約92億円)につ

いては、この日まで恒大集団より特に通告がなかった。

しかし、このドル建ての利払分は30日の支払猶予期間があるため、その間デフォルトリスクは免れる。この国内外の分離は、中国国内の金融システムを守る中国政府の強い姿勢の表れともみられている。

中国銀行保険監督管理委員会によると、恒大集団の負債は6月末時点で2兆元(約34億

新たな経済活動が始まり、株式市場の環境好転

証 券

円)であった。日本の年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は、このうち3月時点で96・7億円の債権を持っているが、6月末で193兆円となる運用資産総額を踏まえると、影響はほとんどないとみられる。今後、恒大集団の債務利払日は年内数回にわたり到来し、人民元建てとドル建てを合わせて日本円換算で700億円を超える。中国当局の姿勢やリスクの波及する範囲を考えれば、リーマンショック時のような金融システム不安の可能性は小さいものの、当面は注意が必要だ。

自民党総裁選が事実上の新首相選出になるため、動向が注視されている。新首相は安倍・菅政権とは政策の違いを打ち出さざるを得ないため、株式市場は候補者の経済政策を詮索して、株価上昇の材料にしているとき

間があり、選挙戦が混戦になっていると伝えられると、新首相への期待が交錯して市場は盛り上がるという構図である。

日経平均は9月中旬までに前月末比でおよそ10%の上昇を達成し、今年の高値更新へ進んだ。日本株価は、9月に遅れを取り戻し、世界の流れに乗ることができたといえる。

日本株価が8月まで遅れをとった要因には、デルタ株で感染が拡大したことに加え、五輪で感染がさらに広がるのではないかと懸念があった、との声もある。しかし、五輪が終了し、緊

急事態宣言が延長されると、新規感染者数は減少に転じた。緊急事態宣言は、9月末で解除となるとの見方が広がっている。

一方、中国の不動産大手・恒大グループの資金繰り危機が伝えられると、世界の株式市場は同時株安に陥った。これは、同グループの巨額負債が、リーマンショックを連想させたためとされる。しかし、各国株価の直前高値からの下落幅は、香港市場の8・6%が最大で、米市場を含むその他の市場は、「地雷原」とされる上海市場を含め、3〜5%程度にとどまった。

日経平均は、一度は回復したばかりの3万円台を割つたものの、数日で回復している。このため、今回の危機は、基本的に中国の国内問題と理解されているとの見方が強い。

日本経済は、新首相のもとで、緊急事態宣言解除後の活動を開始することになる。レジャー・旅行・外食などに加え、半導体不足で減産を強いられている自動車産業の回復が見込まれている。国内では株式市場の環境好転が期待されるが、株式市場は海外からの影響が避けられないため、引き続き米国の景気や金融政策の動向等が注目される。